

宇都宮市 市民ボランティア活動 補償制度

市民の皆さんのが安心してボランティアなどの市民活動を行えるよう、市が保険料を負担して、万が一の事故に備える制度です。

宇都宮市

対象となる方

《傷害事故の場合》 宇都宮市民または市内でボランティアなどの市民活動を行っている方（活動の指導者・運営スタッフ・活動に従事している方）

《賠償責任事故の場合》 宇都宮市民または市内でボランティアなどの市民活動を行っている市民団体等または指導者等

◎市内に居住し、市民活動を行う場所も主に市内であるまたは市民活動を行う場所が主に市外である場合
◎市外に居住しているが、市民活動を行う場所が主に市内である方

* イベントや行事における来場者や受講者等は対象となりません。

補償内容

《傷害事故》 活動中に、急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合

区分	内容	補償金額
死亡補償金	活動中の事故により、それが原因で事故の日を含めて180日以内に死亡したとき 例) ◇町内一斉清掃活動中、堀に落ちて死亡した	500万円
後遺障害補償金	活動中の事故により、それが原因で事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき 例) ◇資源回収活動で空き缶を潰していたところ、誤って指を切断してしまった	15～500万円
入院補償金	活動中の事故により、入院したとき 例) ◇福祉施設で活動中、階段から転落して骨折し、治療のために入院した ◇活動場所に向かう途中、交通事故に遭い、入院した	日額3,000円 (180日以内)
手術補償	入院補償が適用され、かつ、生活機能又は業務能力を治療するために手術を受けたときの補償	入院補償の日額に手術の種類に応じて約款で定める率を乗じて得た額
通院補償金	活動中の事故により、通院したとき 例) ◇防犯活動で夜回り中に、転んでケガをし、治療のため通院した ◇公園愛護活動中、スズメバチに刺されたため通院した ◇生涯学習の指導者として活動中、段差で足を踏み外し、捻挫したため通院した	日額2,000円 (90日以内)

《賠償責任事故》 活動中に、市民団体等または指導者等の過失により、参加者やその他の第三者の生命、身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

区分	事故の例	保険金額 *自己負担(免責額) 5,000円	
身体賠償	子ども会のハイキングの引率中に誤った道に誘導し、参加者にケガをさせた	1名 1事故	1億円以内 2億円以内
財物賠償	回覧板を自転車で配布中、乗っていた自転車が駐車中の車にあたり、車のドアを傷つけた	1事故	500万円以内
保管物賠償	地域の文化祭を開催中、展示方法を誤ったため、預かっていた出展作品が落ち、壊してしまった	1事故	300万円以内

対象となる活動

下記の具体的な活動例のように継続・計画的に、**営利を目的とせず、無償で、社会貢献のために、広く公共の利益を追求した活動です。**

- ◎ 交通費、食費代、原材料費の支給については無償とみなします。
(NPO 法人等のスタッフで、給料や報酬が支払われる有償スタッフは対象外ですが、無償スタッフは対象となります。)
- ◎ 活動のための研修や会議等も対象に含みます。
- ◎ 活動場所と自宅との往復途上の事故も対象となります。自宅以外の場所から出発する場合は、その場所と活動場所の途上が対象となります。いずれの場合も通常の往復経路において発生した場合が対象です。(賠償責任事故は対象となりません。)

具体的な活動例

①自治会運営

例) ◇役員会・総会 ◇事業計画に基づく事業

②回覧板配布

③集会所の管理運営

例) ◇集会所の清掃 ◇集会所周辺の除草作業

④地域清掃

例) ◇地域住民による一斉清掃

⑤ゴミステーション管理

⑥公園愛護

例) ◇公園の除草作業 ◇樹木や遊具の維持・管理

⑦河川愛護

例) ◇河川敷の除草清掃

⑧防犯

例) ◇防犯パトロール ◇防犯対策の啓発

⑨防火・防災訓練

例) ◇防火・防災の訓練(通報・消火・避難誘導・救護・給食給水) ◇防火・防災の啓発

⑩交通安全

例) ◇交通安全運動 ◇交通安全の啓発

⑪資源物回収

例) ◇地域住民で構成する団体による資源回収

⑫児童・青少年育成

例) ◇非行防止の巡回活動 ◇子供会・育成会の指導・運営 ◇子育て支援など児童福祉に関する活動 ◇託児・育児ボランティア

⑬募金

例) ◇共同募金

⑭環境保全

例) ◇自然保護 ◇環境調査・研究活動 ◇ごみ減量推進 ◇リサイクル活動

⑮生涯学習支援

例) ◇文化・伝承活動支援 ◇映像メディア活動支援 ◇制作・創作活動支援

⑯国際交流

例) ◇国際相互理解の推進 ◇在日外国人への支援 ◇国際協力

⑰社会福祉

例) ◇高齢者・障害者に対する福祉活動 ◇社会福祉施設におけるボランティア活動

⑱スポーツ振興

例) ◇スポーツ大会の運営

《対象とならない活動例》

- ◎ 国外での活動 ◎ 政治的活動または宗教的活動
- ◎ 危険度が高い活動(ピッケル・アイゼン等登山用具を使用する山岳登攀、スカイダイビング、ハンググライダーなど) ◎ 災害発生時の復旧・救援活動
- ◎ 会員同士の慰労を目的とした活動(懇親会・慰労会など)
- ◎ 有償の活動(給料や報酬が支払われる場合)
- ◎ スポーツ活動(スポーツ大会や運動会の競技中の場合)
- ◎ 公務災害の適用を受ける場合(市から委嘱された各種委員や推進員などで、公務災害が適用となる場合)

保険金を支払うことができない主な例

1 傷害保険

- ① 被補償者の故意による場合
- ② 戦争、変乱、暴動、労働争議又は政治的若しくは社会的騒じょうによる場合
- ③ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象による場合
- ④ 被補償者の脳疾患・疾病・心神喪失による場合
- ⑤ 被補償者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為による場合
- ⑥ 他覚症状のないむちうち症や腰痛
- ⑦ 被補償者の無資格運転や酒気帯び運転等
- ⑧ 細菌性食中毒、熱中症、日射病

2 賠償事故

- ① 保険契約者・被補償者またはこれらの代理人の故意による場合
- ② 戦争、変乱、暴動、労働争議又は政治的若しくは社会的騒じょうによる場合
- ③ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然現象による場合
- ④ 被補償者の同居の親族に対して負担する賠償責任
- ⑤ 補償者が占有・使用または管理する車両または動物に起因して負担する賠償責任
(⇒自動車による事故の場合、運転者または同乗者の傷害は対象となりますが、対人・対物等の賠償は対象となりません。)
- ⑥ 施設の建設・改築・改造・修理などの工事に起因して負担する賠償責任 等

加入申し込みについて

市で一括して加入していますので、**加入申し込みは不要です。**

事故発生の際は、下記のとおり手続きをお願いします。

事故が起きたときは

- ① 事故の日から30日以内にみんなでまちづくり課（632-2288）へご連絡ください。

(事故の日から30日以内にご連絡がない場合、保険金がお支払いできることあります。)

- ② みんなでまちづくり課より請求書をお送りします。
- ③ 請求書に事故の状況等を記入のうえ、速やかにご返送ください。（事故報告）
- ④ ご返送いただいた請求書の内容を確認し、再度お送りします。
- ⑤ 請求書と併せて添付書類をご提出いただき、手続きが完了です。

(なお、傷害事故の場合は、治療終了後の提出となります。)

《添付書類》傷害 … 診断書（保険金支払額が10万円以下の時は領収書）

賠償 … 現場写真・見積書など（事故内容によって異なります）

【問い合わせ先】

宇都宮市 自治振興部 みんなでまちづくり課

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 TEL 632-2288